



Weekly 第93号

個室ユニット推進協ニュース

【発行】一般社団法人全国個室ユニット型施設推進協議会

〒226-0015 神奈川県横浜市緑区三保町171-1 TEL:045-921-0462 / FAX:045-921-0472

直近の介護関連ニュース（ダイジェスト版）をお届けします。
今週号は2019（平成31）年2月12日（火月）～2月17日（日）までの約1週間です。赤字は重要ニュース。
今週から「平成31年度介護報酬改定案」の要点を掲載します。

■平成31年度改定諮問案を了承 介護給付費分科会（2月13日）

社会保障審議会の第168回介護給付費分科会は、厚生労働省が示した「31年度介護報酬改定（10月1日実施）諮問案」を了承した。近く同審議会が根本匠厚労相に答申する。改定案の要点については別項の「平成31年度介護報酬改定案のポイント（1）」をご参照ください。

諮問の柱は①改定時に「介護職員等特定処遇改善加算」を新設する②消費税率引き上げの影響に対応するためサービス単位を改定する③同様に基準費用額と区分支給限度基準額を引き上げる—など。

（参考1）新しいサービス単位（現行の単位）

◇ユニット型（ユニット型個室、個室的多床室）

要介護1	638	(636)
要介護2	705	(703)
要介護3	778	(776)
要介護4	846	(843)
要介護5	913	(910)

（参考2）施設系の基準費用額

◇食費		1,392円	(1,380円)	+12円
◇居住費	・ユニット型個室	2,006円	(1,970円)	+36円
	・ユニット型個室的多床室	1,668円	(1,640円)	+28円

（参考3）区分支給限度基準額

◇要介護1	167,650円	(166,920円)
◇要介護2	197,050円	(196,160円)
◇要介護3	270,480円	(269,310円)
◇要介護4	309,380円	(308,060円)
◇要介護5	362,170円	(360,650円)

■30年度介護報酬改定検証案を了承 介護給付費分科会（2月13日）

介護給付費分科会は「平成30年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（2019年度調査）」案を了承した。①介護保険サービスの質の評価②機能訓練の状況（特養など対象）③介護ロボットの効果（特養など）④医療提供を目的とした介護保険施設の提供実態（老健、介護医療院など）—など7項目。9月ごろ実施、来年3月ごろ決定の予定。

■2019年度概況調査実施案を了承 介護給付費分科会（2月13日）

介護給付費分科会は「2019年度介護事業経営概況調査（概況調査）の実施案」を了承した。29年度及び30年度の決算額を調査し、収支差率や職員処遇などの実態を把握する。非回答アンケートなどによって有効回答率（前回28年度概況調査47.2%）の向上を目指す。5月実施、12月公表の予定。

■31年度診療報酬改定案を答申 消費税対応 中医協（2月13日）

中央社会保険医療協議会（中医協）は消費税率引き上げに伴う31年度診療報酬改定を根本匠厚労相に答申した。10月1日実施。診療報酬本体の改定率はプラス0.41%。新報酬は初診料288点（782点）、再診料73点（72点）—など。厚労省は5年前の税率引き上げに伴う改定では十分な補填を行わなかったとの指摘を認め、今回改定では「速やか、継続的に実施する」としている。

■全国10カ所程度でパイロット事業 介護現場革新会議（2月14日）

厚労省の「介護現場革新会議」は、31年度から人材確保やサービスの質の向上、新たな認知症対策に取り組むため、全国10カ所程度でパイロット事業を展開する方針（骨子）案をまとめた。特養などで清掃や配膳など専門性の高くない仕事をシニア職員や看護助手などに任せて人材活用の効率化に図ったりする。

■目的と趣旨 介護人材確保の取り組みをより深めるため、経験・技能のある介護職員に重点に置きつつ、介護職員の処遇を改善する。公費、保険財源から各1000億円ずつ計2000億円を拠出する。経験・技能のある介護職員（「リーダー級介護職員」、原則、勤続10年以上の介護福祉士）の処遇を「月額8万円」または「役職者を除く全産業平均水準（年収440万円）まで引き上げる。事業所は1人以上のリーダー級介護職員の処遇改善を行うことを義務付ける。

■特定処遇改善加算の概要 10月1日の介護報酬改定に合わせて「介護職員特定処遇改善加算」（特定処遇改善加算）「**新加算Ⅰ**」と「**新加算Ⅱ**」を設定する。

要点は①既存の「介護職員処遇改善加算」の「加算Ⅰ」～「加算Ⅲ」のいずれかを取得し、同加算の職場環境要件等を複数取り組んでいること、取り組みについてホームページなどで「見える化」を行っていることを要件とする②「新加算Ⅰ」になるか、「新加算Ⅱ」になるかは、「サービス提供体制強化加算」、「特定事業所加算」、「日常生活継続支援加算」（特養など）、「入居継続支援加算」の取得状況を加味して決める③加算率の設定にあたっては、各サービスの加算率を1とした場合の加算率を試算した上で、原則として「新加算Ⅱ」の加算率がその×0.9となるよう設定する一など。

介護給付費分科会は次回の審議で職場環境等やルールなどの詳細について議論する。

■サービスごとの加算率（抜粋）

	新加算Ⅰ	新加算Ⅱ
◇ 特養	2.7%	2.3%
◇訪問介護	6.3%	4.2%
◇通所介護	1.2%	1.0%
◇特定施設入居者生活介護	1.8%	1.2%
◇小規模多機能型居宅介護	1.5%	1.2%
◇老健	2.1%	1.7%
◇介護療養型医療施設	1.5%	1.1%
◇介護医療院	1.5%	1.1%

（対象外）訪問看護、訪問リハ、福祉用具貸与、居宅介護支援など。

■事業所の裁量について

弾力的な運用を目指し、以下は各事業所の裁量とする。①「勤続10年以上（通算含む）の介護職員」を「リーダー級介護職員」と認定するかどうか②「リーダー級介護職員」以外の職員にも処遇改善として加算を配分するかどうか（注）ただし、その場合、「リーダー級介護職員」の処遇改善額は「その他の介護職員」の2倍以上とすること。また「その他の職員」（役職者を除く全産業平均水準以上は除外）の処遇改善が「その他の介護職員」の2分の1を上回らないことをルールとする③処遇改善額の設定をどう設定するか。

■「特定処遇改善計画書」

事業所は賃金改善などを記した「特定処遇改善計画書」を作成し、全職員に周知した上で、都道府県に提出する。事業年度ごとの実績も同様とする。厚労省は3月末までに計画書の様式を通知する。

■Q&A作成

厚労省は「特定処遇改善加算」の疑義や質問を想定したQ&Aを作成し、関係自治体に通知する。